

# 現場分別に関する簡易マニュアル（骨子案）

## 目次

### 総論編

- 1．簡易マニュアルの構成 ..... 1
- 2．目的 ..... 1
- 3．本協議会の『建設現場における分別基準』の考え方 ..... 1

### 実務編

- 4．現場分別の実施手順 ..... 2
- 5．建設現場ごとの廃棄物処理計画の策定 ..... 2
- 6．現場分別の実施 ..... 3

### 分別基準

- 『建設現場における分別基準』 ..... 3

### 参考編

- 参考1 法的手続き等の実施 ..... 4
- 参考2 実績記録の報告 ..... 4

『建設現場における分別基準』は資料4 - 3別添1と重複するため省略。

平成20年3月

首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会

## 総論編

### 1. 簡易マニュアルの構成

本マニュアルは、総論編 実務編 分別基準 参考編 の4編から構成される。

総論編 : 現場分別を行う意義や『建設現場における分別基準』に関連する事項を示す。

実務編 : 『建設現場における分別基準』を用いて、現実的に望ましいレベルの現場分別を実施するにあたっての、実施事項などを示す。

分別基準 : 『建設現場における分別基準』

参考編 : 一般的な法的手続き等を記載。

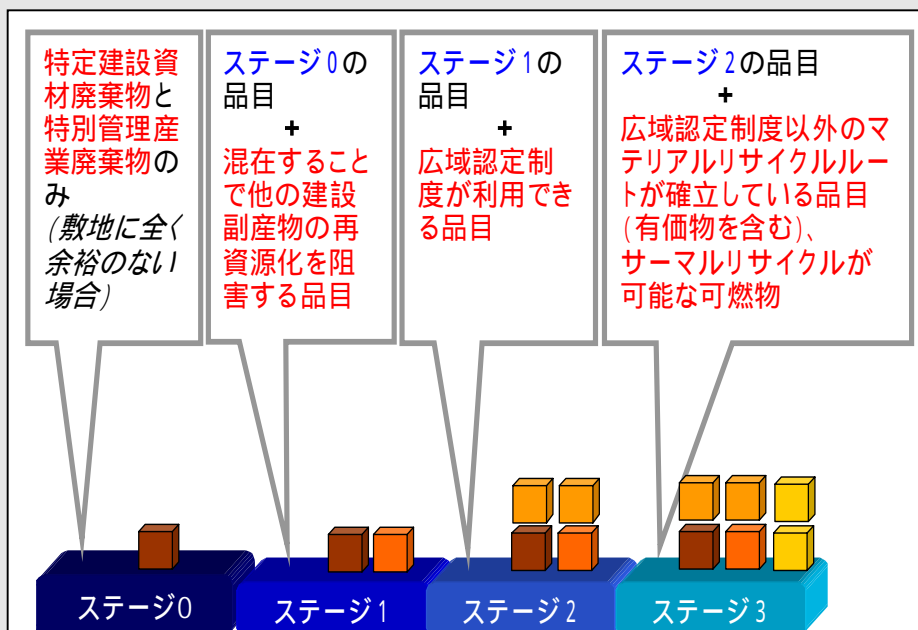
### 2. 目的

本マニュアルは『建設現場における分別基準』を適切に運用し、現場分別を実行するための事項を示すものであり、現場分別の促進による最終処分量の削減とより高レベルな再資源化を図ることを目的とする。

なお、『建設現場における分別基準』の対象は、主に「新築工事」「解体工事」「土木工事」とする。

### 3. 本協議会の『建設現場における分別基準』の考え方

『建設現場における分別基準』では、分別の優先度を示す『ステージ』を設定している。各建設現場は、建設現場の状況に応じ、このステージの考え方に基づいて、現場分別品目を設定するものとする。



## 実務編

### 4．現場分別の実施手順

「工程ごとの廃棄物の品目、発生量」「建設現場の敷地条件（廃棄物の分別スペース）」「建設現場周辺状況」「建設現場周辺の処理施設の有無」などを考慮した上で、廃棄物処理計画を策定（分別品目等を決定）し、現場分別を実施することが望ましい。

### 5．建設現場ごとの廃棄物処理計画の策定

（廃棄物の発生抑制策を検討した後、）より高レベルの再資源化を行うため、建設現場ごとに廃棄物処理計画を策定することが必要であり、廃棄物処理計画の策定に際しては、以下の事項を実施する。

- ・事前調査
- ・廃棄物処理業者の選定
- ・分別品目の決定

#### 5 - 1 事前調査の実施

工事の工種・規模によって様々な廃棄物が発生するため、過去の工事实績等から各工事において発生する廃棄物の品目ならびに発生量を推計する。

また、建設現場周辺の立地状況や騒音・振動等に対する規制、道路状況などもあわせて調査を行う。

なお、有害物質等には、それぞれ個別に法律が適用されるため、それら法律等を遵守して事前調査等を実施することが必要となる。

#### 5 - 2 廃棄物処理業者の選定

廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、その許可を受けた処理業者または省令に定める者（広域認定業者）に委託しなければならない。

そこで、廃棄物処理業者の許可内容（許可品目や地域）や受入基準を踏まえ、適切な業者に廃棄物の処理を委託するものとする。

また、業者の選定に際しては、処分場（中間処理施設等）の視察を行い、処分内容を事前に確認することが望ましい。

#### 5 - 3 分別品目の決定

工程や建設現場周辺の施設の有無などを踏まえ、『建設現場における分別基準』を参考に、分別品目を決定する。

また、分別品目の決定とあわせて、建設現場での廃棄物の分別ヤードの設置場所の決定、建設現場の状況により適した廃棄物の回収容器を選択する。

## 6 . 現場分別の実施

### 6 - 1 現場分別の実施

事前に策定した廃棄物処理計画に従い、適切な現場分別を行う。

なお、現場分別を行う際には、以下の事項に留意する。

- ・分別した廃棄物を保管する際は、廃棄物処理法施行規則第8条に従い、廃棄物の飛散・流出防止に努める必要がある。
- ・回収容器への品目表示などを明確にし、品目が混合しないよう留意する。
- ・必要に応じ現場作業員向けのマニュアルを作成し、適切な現場分別の徹底を図ることが望ましい。
- ・廃棄物の飛散などにつながることから、回収容器に廃棄物を投棄する際には、回収容器からあふれないように留意する。
- ・廃棄物の搬出ならびに処理状況については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）もしくは電子マニフェストにて、適切に管理する必要がある。なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、もしくは電子マニフェストの登録は建設現場ごとに廃棄物の種類・搬出先別に行う必要がある。
- ・弁当や飲料の容器等は一般廃棄物であるので、建設副産物の回収容器には廃棄せず、各自持ち帰る、もしくは産業廃棄物とは別に適切に処理する。

### 6 - 2 分別状況のチェック・チェック結果を踏まえた改善

不適切な現場分別（ex 木くずへの廃プラの混入など）を回避するために、定期的に分別状況をチェックすることが望ましい。

また、分別状況のチェック結果は、朝礼等において、現場作業員等にフィードバックすることによって、現場分別状況の改善に役立てることが望ましい。

## 分別基準

『建設現場における分別基準』

『建設現場における分別基準』（新築工事用、解体工事用、土木工事用）を挿入  
（資料4 - 3 別添1と同様の資料であるため省略）

## 参考編

### 参考 1 法的手続き等の実施

廃棄物処理計画の策定後、施工・廃棄物の搬出等に先立ち、法律で作成が定められた書類の作成等を行う。

#### 参考 1 - 1 廃棄物処理委託契約の締結

委託契約は書面により行い、当該委託契約書には、廃棄物処理法施行令第 6 条の 2 第 3 号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ環境省令で定める書面を添付しなければならない。

#### 参考 1 - 2 各種計画書の作成

工事を着工する前に、必要に応じ、法律で定められた下記書類を建設現場ごとに作成し、提出もしくは保存する必要がある。

- ・分別解体等の計画書
- ・再生資源利用計画書
- ・再生資源利用促進計画書

#### 参考 1 - 3 事前協議等の実施

一部の都道府県（一部市を含む）では、都道府県境（市境）を越えて廃棄物を搬入する場合、あらかじめ環境部局と協議等を行う必要がある。

### 参考 2 実績記録の報告

副産物の処理実績として、必要に応じて、法律で提出が義務付けられている以下の報告を行う。

- ・多量排出事業者の実績報告
- ・再生資源利用実施書
- ・再生資源利用促進実施書
- ・再資源化等の報告
- ・事前協議制度に基づく実績報告
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書（電子マニフェストを登録している場合は、報告は不要となる。また、建設現場等の設置が短期間又は所在地が一定しない事業場が複数ある場合には、ひとまとめにしたうえで記入、提出。）